

# 相模原市建築基準条例の改正の概要について

## 1 改正の要因及び趣旨

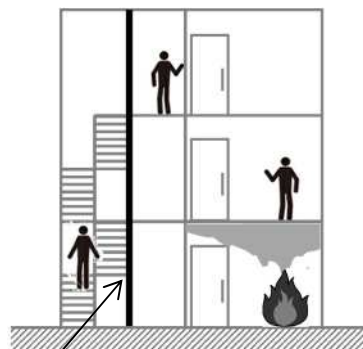
建築基準法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第181号)により建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)が改正され、火災時に火災の拡大を防ぎ、建物の中にいる者を安全に避難させることを目的とした防火・避難関係規定について、安全性の確保を前提とした規制の合理化が図られました。

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号。以下「条例」という。)は、特定の用途の建築物及びその敷地等における避難時の安全性の確保について規定していることから、政令の改正趣旨を踏まえ、当該規定の合理化を図るための改正等を行うものです。

## 2 改正の主な内容

### (1) 2以上の直通階段又はこれに代わる施設の設置基準の合理化

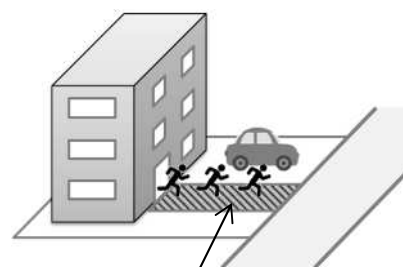
共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満であって、階段とそれ以外の部分を区画したものについて、2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設置しなければならないこととする規制を適用しないこととするもの



階段部分を戸や間仕切壁で区画

### (2) 敷地内の通路の幅員の合理化

次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物の敷地内の通路について、それぞれ同表右欄に掲げる出口等から道路等へ通ずる幅員を1.5メートル以上等とする規定を合理化し、これらの建築物のうち階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、当該幅員を90センチメートル以上とするもの



敷地内の通路

用途	出口等
学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、児童福祉施設等、自動車車庫又は自動車修理工場	屋外階段
共同住宅、寄宿舍又は下宿	主要な出口
長屋	主要な出口
マーケット	屋内通路からの2以上の出口
	附属する住宅専用の屋外に通ずる出口
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	客用の出口(前面空地に面するものを除く。)